
高 齢 者

健康で生きがいのある生活のために／高齢者の在宅福祉サービス／地域包括支援センター／高齢者の施設サービス／高齢者の医療制度

■健康で生きがいのある生活のために■…健康福祉課福祉係

内線 142・143・144

◆敬老祝い金

長年にわたり当麻町の発展に寄与した高齢者の方々に対し、敬老の意を表すとともに長寿を祝福し、敬老祝い金を贈ります。

[対 象] 9月1日現在で当麻町に住基登録され、1年以上町内に居住している数え年77歳（喜寿）、88歳（米寿）、99歳（白寿）、満年齢100歳の方

[実施方法] 全町敬老会の席上にてお渡しします。

◆敬老会への招待

高齢者を敬愛し、長寿を祝う敬老会を催しています。

[対 象] 9月15日現在で75歳以上の方

◆老人レクリエーション大会

高齢者相互の親睦、交流と健康維持を図るため開催しています。

◆ふれあい交流チケット（ヘルシーシャトル入浴券）の交付

高齢者の交流促進と健康維持のため、ヘルシーシャトル無料入浴券12回分を交付しています。

[対 象] 70歳以上の方

◆老人クラブ

町内には、9つの単位老人クラブがあります。それぞれの組織で生きがいをもつめる活動や社会奉仕などの自主活動を実施し、全町単位の老人クラブ連合会としての催しも数多く行われています。

[対 象] 60歳以上の方

◆湯けむり学園

趣味活動などを通しての仲間づくりや会話などの楽しみの中から様々な人たちとの交流を深め、引きこもりを防ぎ、生きがい活動を支援する交流サロンを開設しています。

【対 象】 おおむね60歳以上の方

◆高齢者学級イチイ学園

社会活動への参加や自らの積極的な生涯学習の場として開設しています

【対 象】 60歳以上の方

【お問い合わせ】 教育委員会教育課 TEL84-2111 内線 407・408

◆高齢者事業団

高齢者の能力や経験を生かし、高齢者に適した仕事を通して生きがいの充実や社会参加が図られるよう高齢者事業団が設置され、高齢者の就業機会の増大も図られています。

【事業団の会員登録】 おおむね60歳以上の方で、健康で働く意欲のある方は、希望の職種や特技等を事業団に登録し、入会しておく必要があります。

【お問い合わせ】 高齢者事業団事務所 TEL58-8115

■高齢者の在宅福祉サービス■…健康福祉課福祉係 内線 142・143・144
地域包括支援センター 内線 147・148

◆生きがいデイサービス

在宅の高齢者に対して通所によるサービスを提供し、社会的孤立感の解消、心身機能の維持等、自立した生きがいのある生活を支援します。

対 象	おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者、虚弱高齢者及び75歳以上の高齢者で、介護予防の観点からサービス利用が必要な方
サービス内容	・生活指導・日常動作訓練・健康チェック・入浴・給食 ・レクリエーション ・趣味活動・送迎
利用料	1回 1,200円(食事・入浴含む。) 利用者負担の減免措置があります。
問い合わせ・利用申込	申請が必要となりますので、地域包括支援センター、健康福祉課福祉係までお問い合わせください。

◆生活支援ショートステイ

高齢者と暮らす家族の方が外出される場合や利用者の体調の調整を図るなど、在宅の高齢者を一時的な短期間の宿泊により養護します。

対 象	おおむね65歳以上の単身世帯及び高齢者のみの世帯で、身体が虚弱等で援助が必要な方
利用料	1日 2,350円(食事含む) 利用者負担の減免措置があります。
問い合わせ・利用申込	申請が必要となりますので、地域包括支援センター、健康福祉課福祉係までお問い合わせください。

◆生活援助ヘルパー派遣

ホームヘルパーが高齢者の居宅を訪問して、軽易な日常生活上の援助を行い、自立した生活の継続を支援します。

対 象	おおむね65歳以上の単身世帯及び高齢者のみの世帯で、日常生活上の援助が必要な世帯
サービス内容	・外出、散歩の付添などの外出時の援助 ・宅配の手配、食材の買い物など食事・食材の確保 ・寝具類等大物の洗濯、洗濯物の搬出入 ・健康、栄養管理に対する助言 ・軽易な日常生活の援助
利用料	30分 100円 利用者負担の減免措置があります。
問い合わせ・利用申込	申請が必要となりますので、地域包括支援センター、健康福祉課福祉係までお問い合わせください。

◆配食サービス

調理が困難な高齢者等に対し、定期的に居宅を訪問して栄養バランスのとれた食事を提供するとともに当該利用者の安否を確認します。

対 象	おおむね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯であって、心身の障害及び傷病等の理由により、食事の調理の困難な世帯
サービス内容	利用希望日に、夕食を宅配します。(日曜日を除く。)
利用料	1食 350円
問い合わせ・利用申込	申請が必要となりますので、地域包括支援センター、健康福祉課福祉係までお問い合わせください。

◆外出支援サービス

介助なしで移動が困難な高齢者の外出の手段を確保するため、福祉車両により利用者の居宅と医療機関等との間を移送して、日常生活上の外出機会を支援します。

対 象	身体的な要因により、単独で一般の車両または公共交通機関を利用することが困難な方
サービス内容	福祉車両での医療機関等への送迎
利用料	町内500円 町外30km未満 2,000円 30km以上 2,500円
問い合わせ・利用申込	申請が必要となりますので、地域包括支援センター、健康福祉課福祉係までお問い合わせください。

◆除雪サービス

冬期間の除雪が困難な高齢者に対して、住宅から公衆道路までの除雪サービスを行い、在宅での自立した生活の継続を支援します

対 象	おおむね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯であって、虚弱、心身の障害、傷病等の理由により、除雪が困難で近所に近親者が居住していない世帯
サービス内容	除雪が困難な高齢者世帯の生活用通路の除雪を行います。
利用料	作業員30分250円 機械30分400円
問い合わせ・利用申込	申請が必要となりますので、地域包括支援センター、健康福祉課福祉係までお問い合わせください。

◆緊急通報装置の貸与

急病や災害等の緊急時に備え、消防署に連絡できる緊急通報装置を貸与し、高齢者世帯の不安を緩和します。

対 象	おおむね65歳以上の病弱な単身世帯及び要介護認定を受けた高齢者、障がい者のみの世帯
利用料	無料
設置費用	2,000円
問い合わせ・利用申込	申請が必要となりますので、地域包括支援センター、健康福祉課福祉係までお問い合わせください。

◆介護用品購入助成券の交付

在宅で寝たきりの状態にある高齢者を介護している家族に対して、紙おむつ、尿取りパット、清拭剤等購入の助成券（チケット）を交付します。

対 象	在宅で要介護4または5の高齢者を介護する市町村民税非課税世帯の介護者
支給額	月額 6,000円
申請に必要なもの	・所得証明書(1月1日現在当麻町に住所のない方) ・印鑑

◆寝たきり老人介護手当の支給

在宅で6カ月以上継続して寝たきりの状態や認知症等により、常時介護が必要な高齢者を介護されている方に介護手当を支給します。

対 象	寝たきり、認知症老人を介護する市町村民税非課税世帯の介護者
支給額	月額 15,000円
申請に必要なもの	・振込口座のわかるもの ・市町村民税課税・非課税を確認できる書類(1月1日現在当麻町に住所のない方) ・印鑑

◆高齢者ハイヤー料金の助成

対象要件に該当する高齢者に、ハイヤーを利用する際の料金を助成するハイヤーチケットを交付します。

対 象	・80歳以上のひとり暮らし世帯または夫婦世帯 ・自家用自動車等の交通手段を持たない ・当麻町内に子供が居住していない ・町民税非課税世帯 上記のいずれにも該当する方
内 容	・助成券1枚につき基本料金を助成 ・当麻ハイヤーのみ使用可能
助成額	基本料金分(1枚550円)の助成券を年度内に24枚を交付
申請に必要なもの	・証明書(民生委員の証明) ・印鑑

■地域包括支援センター■…TEL84-2111 内線 147・148

地域包括支援センターは、高齢者の心身の健康の保持や住み慣れた地域で安心して生活できるよう必要な援助を行う機関です。

各種サービス利用者の心身の状況変化に応じて必要なサービスを提供するマネジメント、要介護状態等となるおそれの高い虚弱な高齢者に対して、心身の状況が悪化しないよう、介護予防のケアマネジメント、総合的な相談の支援、権利擁護、包括的なケアマネジメント等を行っています。

【包括支援センターの主な仕事】

- ・本人、家族、地域の方からの相談を受け、適切なサービス等につなぐとともに継続的な支援を行います。
- ・高齢者虐待への対応や成年後見制度の活用支援を行います。
- ・二次予防事業対象者や「要支援1」「要支援2」の方の支援計画をつくります。
- ・地域のケアマネジャーが円滑に仕事ができるよう支援や助言をしたり、地域のネットワークづくりを行います。

■高齢者の施設サービス■…健康福祉課福祉係 内線 142・143・144
地域包括支援センター 内線 147・148

◆養護老人ホーム

利用対象者は、おおむね65歳以上の高齢者で、身体上または精神上の理由により自宅での生活が困難な方や、家庭環境や経済的、住宅に困窮しているなどの理由により自宅で生活することが困難な方で、日常生活上の支援が受けられます。

※所得等の条件があります。

◆ケアハウス

利用対象者は、60歳以上の高齢者（ご夫婦の場合はどちらか一方が60歳以上）で、自炊ができない程度の身体機能の低下等が認められ、健康状態や高齢などの理由により独立して生活するには不安がある方で、家族による援助を受けることが困難な方です。

※詳しくは、入所を希望される施設に直接お問い合わせください。

■高齢者の医療制度■…健康福祉課保険医療係 内線 143・143・144

◆後期高齢者医療制度

75歳以上の方と、65歳以上75歳未満の方で一定の障害のある方を対象とする医療制度です。対象の方は、国民健康保険や被用者保険を脱退し、この制度に加入して医療を受けることとなります。

制度の運営は、北海道後期高齢者医療広域連合が行っており、保険料や賦課の決定、医療の給付等の事務を行っています。町では、各種申請や届け出の受付、保険料の徴収等の窓口業務を行っています。

詳しくは、後期高齢者医療制度のページ、または北海道後期高齢者医療広域連合のホームページをご覧ください。